

医療・衛生WG分野のモニタリング結果報告書

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-1-1))

施策目標名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標Ⅰ－1－1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 ・医療計画に基づく医療連携体制を構築すること ・救急医療体制を整備すること ・周産期医療体制を確保すること ・小児医療体制を整備すること ・災害医療体制を整備すること ・へき地保健医療対策を推進すること ・病院への立ち入り検査の徹底 ・在宅医療・介護を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(医療提供体制)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(医療計画)を定めることとされています。 ・都道府県は、必要があると認めるときには、病院に対して、立入検査等を実施することとされています。 ○消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされています。 ○救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っているところです。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療提供体制確保対策費： 医療提供体制確保対策に必要な経費(一部) 医療提供体制確保対策の推進に必要な経費(一部) [平成25年度予算額：3,927,567千円のうち一部] (項)医療提供体制基盤整備費： 医療提供体制の基盤整備に必要な経費(一部) ※25年度当初予算の一部に「予算額の内数」事業あり(予算全額を計上。) [平成25年度予算額：27,774,392千円] (項)医療従事者資質向上対策費：(一部) [平成25年度予算額：14,661,572千円のうち一部] 東日本大震災復興特別会計							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	40,446,628	37,589,766	30,760,330	35,410,660	31,476,904	
		補正予算(b)	122,210,109	48,500	1,308,429	93,746,041	－	
		繰越し等(c)	858,588	△ 333,625	△ 164,946	△ 90,622,395	－	
		合計(a+b+c)	162,656,737	38,033,101	32,797,219	38,534,306	31,476,904	
	執行額(千円、d)		151,453,475	35,429,714	30,426,490	33,915,812		
	執行率(%、d/(a+b+c))		93.1%	93.2%	92.8%	88.0%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	－			－		－		

測定指標	1 年齢調整死亡率 男性：上段・女性下段 (人口千対)	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		5.4 2.7	5.6 2.8	5.4 2.7	5.4 2.7	5.5 2.9	集計中	前年度以下
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	5.4以下 2.7以下
	2 在宅医療連携拠点事業所数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		10	-	-	-	10	105	前年度以上
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	10以上

	3 心肺停止者の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		11.4% 7.1%	10.4% 6.2%	11.4% 7.1%	11.4% 6.9%	11.4% 7.2%	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		—	10.4%以上 6.2%以上	11.4%以上 7.1%以上	11.4%以上 6.9%以上	11.4%以上 7.2%以上	
	4 周産期死亡率(出産1,000対)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		4.2	4.3	4.2	4.2	4.1	集計中	前年度以下
	年度ごとの目標値		—	4.3以下	4.2以下	4.2以下	4.1以下	
	5 幼児(1～4歳)死亡率(人口10万人対)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		21.2	22.3	21.2	22.1	27.6	集計中	前年度以下
	年度ごとの目標値		—	22.3以下	21.2以下	22.1以下	27.6以下	
	6 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	次回調査年度
		62.4%	—	62.4%	66.2%	—	73.0%	前回調査以上
	年度ごとの目標値		—	—	62.4%以上	66.2%以上	—	
	7 無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		22,645	24,001	22,645	26,834	25,545	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		—	24,001以上	22,645以上	26,834以上	25,545以上	
	8 病院の立入検査における検査項目に対する遵守率	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		97.8%	97.3%	97.8%	98.1%	集計中	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		—	97.3%以上	97.8%以上	98.1%以上	—	

参考・関連資料等	・医療法(総務省ホームページ) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO205.html ・消防法(総務省ホームページ) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO186.html ・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(総務省ホームページ) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO103.html ・平成23年 人口動態統計(確定数)の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei11/index.html ・「救急医療の今後のあり方に関する検討会」(平成20年7月中間取りまとめ) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/s0730-21.html ・「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」(平成21年3月報告書) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0305-7.html ・「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」(平成21年7月中間取りまとめ) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/s0708-3.html ・「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」(平成20年度中央防災会議決定) URL: http://www.bousai.go.jp/jishin/taishinka/pdf/sougou.pdf ・「へき地保健医療対策検討会」(平成22年3月報告書) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/s0401-4.html ・総務省による行政評価・監視(小児医療関係) URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo_19.html ・人口動態調査(総務省ホームページ) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001028897&requestSender=dsearch ・病院の耐震改修状況調査の結果について URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002y4cr.html ・医療法第25条に基づく立入検査結果について(平成22年度分) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002jprp.html
----------	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	指導課長 梶尾 雅宏	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-----	--------	---------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-2-2))

施策目標名	医療従事者の資質の向上を図ること(施策目標Ⅰ-2-2)						
施策の概要	チーム医療や医師・歯科医師の臨床研修を推進すること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通じて、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施しています。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ 近年、質が高く、安心で安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要がある。厚生労働省では、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、医老従事者の質の向上に向け、日本の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。 ○ 医師・歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することにより資質の向上を図ることを目的とし、医師については2年以上、歯科医師について1年以上、臨床における研修を義務付けており、これに基づき、厚生労働大臣が指定した臨床研修病院において、臨床研修を実施している。(根拠法令：医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2) ○ 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないとされており、新人看護職員を対象とした臨床研修、専門分野における質の高い看護職員の育成を目的とした研修など、看護職員の資質向上を目的とした研修を実施している。(根拠法令：保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2)						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療従事者資質向上対策費 [平成25年度予算額：14,661,572千円] (項)医療提供体制基盤整備費 [平成25年度予算額：22,700,000千円の内数]						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,479,058	19,554,883	16,196,329	15,757,906	15,757,906
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	19,479,058	19,554,883	16,196,329	15,757,906	15,757,906
	執行額(千円、d)		19,380,820	19,229,109	17,103,699	15,939,423	
執行率(％、d/(a+b+c))		99.5%	98.3%	105.6%	101.2%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標	1 医師研修医の満足度調査 (満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		74%	74%	74%	72.2%	74%	集計中	前年度以上
		年度ごとの目標値		74%以上	74%以上	74%以上	72%以上	74%以上
	2 歯科医師研修歯科医の満足度調査 (満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		76%			75.6%	72.6%	集計中	前年度以上
		年度ごとの目標値				75.6%	72.6%	
	3 看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	基準値	実績値					目標
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		19,822人	18,461人	15,613人	15,074人	13,364人	14,315人	前年度以上
		年度ごとの目標値	18,658人以上	18,461人以上	15,613人以上	15,074人以上	13,364人以上	

	4(参考)臨床研修指導医における講習会の修了者人数	実績値					
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		—	8671人	6766人	5590人	5548人	5104人
参考・関連資料等	・医師臨床研修制度の評価に関するワーキンググループ 論点整理 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002uz8t.html ・医道審議会医師分科会医師臨床研修検討部会資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000030rb3.html ・医師臨床研修制度の評価と医師のキャリアパスの動向に関する調査研究 http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201232049A ・歯科専門職の資質向上検討会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002pokv.html ・歯科医師臨床研修に関する資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002pokv-att/2r9852000002pozr.pdf ・新歯科医師臨床研修制度の評価に関する調査研究 http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=200937008A ・厚生労働省経理データ 平成22年度～平成24年度医療提供体制推進事業費補助金の執行状況						
担当部局名	医政局医事課、歯科保健課、看護課	作成責任者名	医事課長 田原克志	政策評価実施時期	平成25年6月		

(注) 歯科医師、看護師関係についてはそれぞれ看護課長 岩澤和子、歯科保健課長 上條英之

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-3-1))

施策目標名	医療情報化の体制整備の普及を推進すること(施策目標Ⅰ－3－1)							
施策の概要	本施策は、次の目標を柱に実施しています。 (施策目標1)医療のIT化を推進する。 (施策目標2)医療を始めとする社会保障分野全体の情報化・標準化を推進するとともに、社会保障・税番号制度の実現に向けた検討に参画する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医療の情報化については、平成18年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)において「IT新改革戦略」が具体的な政策として掲げられ、平成22年5月には「新たな情報通信技術戦略」が打ち出され、「どこでもMY病院構想の実現」などの具体的取り組みが示されたところであり、厚生労働省としては、これらの実現に向けて着実な取り組みを進めています。 また、社会保障・税番号制度については、平成25年3月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(通称:社会保障・税番号法案)」が国会に提出され、同年5月に成立しました。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療情報化等推進費(一部) [25年度予算案:421,143千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円) 「小目標1」	当初予算(a)	274,190	700,100	337,106	1,039,140	105,574	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	299,196	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	573,386	700,100	337,106	1,039,140	105,574	
	執行額(千円、d)		423,573	598,552	327,064	741,957		
	執行率(%、d/(a+b+c))		74%	85%	97%	71%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-		-		

測定指標	1 統合系医療情報システム (オーダーリングシステム、統合 的電子カルテ等)の普及率	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	23年度
		31.7%	31.7%	－	－	39.3%	－	31.7%以上
	年度ごとの目標値		－	－	－	31.7%以上	－	
	2 医療等の分野における個人 情報保護の特別法案の制定作 業		施策の進捗状況(実績)				目標	
有識者による検討会において、24年9月に報 告書がとりまとめられた。この報告書を踏ま え、国民的理解を得た上で医療情報の番号 制度の導入を図るため、地域で行われてい る医療情報連携ネットワークの全国への普 及・展開を進め、医療情報の利活用と保護 を図るために必要な措置を講じるなどの環 境整備に取り組んでいる。				－				
3【参考】統合系医療情報シ ステム(オーダーリングシステム、統 合的電子カルテ等)の普及率 (一般病院400床以上)	実績値							
	－	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	－	
	－	－	82.4%	－	－	86.6%	－	

参考・関連資料等	○医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)(H20年度上巻、H23年度上巻参照) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030908 ○関連事業の行政事業レビューの掲載(昨年度) URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h24_gyousei_review_sheet/02.html ○「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」の取りまとめについて URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002k0gy.html
----------	--

担当部局名	医政局研究開発振興課医療技術情報推進室	作成責任者名	医療技術情報推進室長 渡辺 顕一郎	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------------	--------	-------------------	----------	---------

(注)施策目標2については政策統括官付情報政策担当参事官室参事官(情報政策担当) 鯨井 佳則

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-3-2))

施策目標名	医療安全確保対策の推進を図ること(施策目標Ⅰ－3－2)							
施策の概要	本施策は医療安全確保対策の推進を図るために実施します。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	○医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める ・病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じる ・国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行うこととされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療安全確保推進費(全体額) [平成25年度予算額:414,007千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	462,962	390,080	311,494	316,680	311,810	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	462,962	390,080	311,494	316,680	311,810	
	執行額(千円、d)		417,298	379,576	308,248	314,773		
	執行率(％、d/(a+b+c))		90%	97%	99%	99%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-		-		

測定指標	1 医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		578	283	427	578	609	653	653以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	609以上	
	2 診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		30.4%	17.3%	18.3%	30.4%	33.2%	集計中	前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	30.4%以上	33.2%以上	
	3 医療安全に資する医療機器の購入による特別償却に係る医療機器販売件数	基準値	実績値					目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		42,958	32,020	38,991	42,958	36,196	36,210	36,210以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	36,196以上	
	4 産科医療補償制度の審査件数	基準値	実績値					目標
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		130	-	30	130	154	211	211以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	154以上	

5 都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターの設置数	基準値	実績値					目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	372	388	378	372	372	372	372以上
年度ごとの目標値		-	-	-	-	372以上	

参考・関連資料等	○関連法令:医療法(電子政府の総合窓口で検索できます) URL : http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ○指標関係(指標1と4):公益財団法人日本医療機能評価機構ホームページ URL: http://jcqhc.or.jp/ ○指標関係(指標5):医療安全総合支援事業ホームページ URL: http://www.anzen-shien.jp/ ○関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html
----------	---

担当部局名	医政局総務課	作成責任者名	医療安全推進室長 大坪 寛子	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	--------	--------	-------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-4-1))

施策目標名	政策医療を向上・均てん化させること(施策目標Ⅰ－4－1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)政策医療を開発・確立すること。 (施策目標2)政策医療の均てん化を図ること。 ※なお、独法通則法に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターについて独法評価委員会で実績評価が実施されています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図っています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 ◎一般会計予算 (項)独立行政法人国立病院機構運営費[平成25年度予算額:22,958,284千円] (項)独立行政法人国立がん研究センター運営費[平成25年度予算額:7,425,082千円] (項)独立行政法人国立がん研究センター施設整備費[平成25年度予算額:29,434千円] (項)独立行政法人国立循環器病研究センター運営費[平成25年度予算額:4,605,257千円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費[平成25年度予算額:4,534,300千円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:401,626千円] (項)独立行政法人国立国立国際医療研究センター運営費[平成25年度予算額:6,913,936千円] (項)独立行政法人国立国立国際医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:333,333千円] (項)独立行政法人国立国立成育医療研究センター運営費[平成25年度予算額:3,995,849千円] (項)独立行政法人国立国立長寿医療研究センター運営費[平成25年度予算額:3,476,575千円] (項)独立行政法人国立国立長寿医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:236,107千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	203,926,833	85,905,660	71,862,668	63,256,956	54,909,783	—
		補正予算(b)	86,600,185	43,794,023	3,137,456	△ 774,552		
		繰越し等(c)	18,839,254	△ 5,255,890	2,186,086	3,975,317		
		合計(a+b+c)	309,366,272	124,443,793	77,186,210	66,457,721	54,909,783	—
	執行額(千円、d)		269,222,787	124,374,612	76,679,737	65,584,275		
	執行率(％、d/(a+b+c))		87.02%	99.94%	99.34%	98.69%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	—			—		—		

※執行率は、独法の運営費交付金分を除いた額で算出しました。

測定指標	治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		427	533	1,087	1,059	1,174	1,214	前年度以上
		年度ごとの目標値	427以上	533以上	1,087以上	1,059以上	1,174以上	
	発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		3,073	3,145	5,171	3,885	4,185	調査中	前年度以上
		年度ごとの目標値	3,073以上	3,145以上	5,171以上	3,885以上	4,185以上	
	研修会受入人数	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		12,215	23,397	237,742	257,239	268,807	調査中	前年度以上
		年度ごとの目標値	12,215以上	23,397以上	237,742以上	257,239以上	268,807以上	

ホームページアクセス件数	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	26,196,683	36,830,123	55,698,319	65,336,675	74,723,980	80,146,856	前年度以上
年度ごとの目標値		26,196,683以上	36,830,123以上	55,698,319以上	65,336,675以上	74,723,980以上	

※平成19～20年度の実績値については、国立高度専門医療センター分のみです。

参考・関連資料等	●関連法令 - 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 http://law.e-gov.go.jp/announce/H20HO093.html - 独立行政法人国立病院機構法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO191.html ●指標に関連した事項のホームページ※各指標数値については、各機関に対して調査を実施し集計したものである。 - 独立行政法人国立病院機構 http://www.hosp.go.jp/ - 独立行政法人国立がん研究センター http://www.ncc.go.jp/jp/ - 独立行政法人国立循環器病研究センター http://www.ncvc.go.jp/ - 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター http://www.ncnp.go.jp/ - 独立行政法人国立国際医療研究センター http://www.ncgm.go.jp/ - 独立行政法人国立成育医療研究センター http://www.ncchd.go.jp/ - 独立行政法人国立長寿医療研究センター http://www.ncgg.go.jp/research/index.html ●関連事業の行政事業レビューシート - 平成23年 独立行政法人国立病院機構運営費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0099.pdf - 平成23年 独立行政法人国立がん研究センター運営費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0878.pdf - 平成23年 独立行政法人国立循環器病研究センター運営費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0879.pdf - 平成23年 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0880.pdf - 平成23年 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0885.pdf - 平成23年 独立行政法人国立国際医療研究センター運営費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0881.pdf - 平成23年 独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0886.pdf - 平成23年 独立行政法人国立成育医療研究センター運営費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0882.pdf - 平成23年 独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0883.pdf - 平成23年 独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0905.pdf
----------	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	国立病院課長 土生栄二	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-----	--------	-------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-5-1))

施策目標名	感染症の発生・まん延の防止を図ること(施策目標Ⅰ-5-1)						
施策の概要	本施策は公衆衛生の向上及び増進を図るために実施しています。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)) ○ 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図ること(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ○ 肝炎対策については、肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に基づき、対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することとしています。						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)感染症対策費(一部)[平成25年度予算額:77,752,593千円] (項)検疫所業務等実施費(全部)[平成25年度予算額:712,550千円]						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	25,600,031	30,226,263	26,899,370	60,508,605	78,465,143
		補正予算(b)	20,719,696	108,536,131	103,591,669	7,665,851	
		繰越し等(c)	45,594,368	23,553,514	7,135	-1,900,007	
		合計(a+b+c)	91,914,095	162,315,908	130,498,174	66,274,449	
	執行額(千円、d)		57,004,664	139,015,315	120,498,544	56,563,464	
施策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	執行率(%、d/(a+b+c))		62.0%	85.6%	92.3%	85.3%	
	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標	指標1 第一種感染症指定医療機関を 設置している都道府県数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
		32	26	29	31	32	35	47
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	指標2 予防接種の接種率 (麻しん) (風しん)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		94.5%	86.9%	86.9%	88.2%	89.2%	集計中	おおむね95%
		94.8%	86.9%	87.0%	90.1%	89.2%	集計中	
	年度ごとの目標値		おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	
	指標3 結核患者罹患率の推移	基準値	実績値					目標値
		23年	20年	21年	22年	23年	24年	27年
		17.7	19.4	19	18.2	17.7	集計中	15
		年度ごとの目標値		18	18	18	17.6	17.0
	指標4 都道府県における肝炎対策に 関する計画等の策定数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	28年度
		32	-	-	-	32	34	47
		年度ごとの目標値		-	-	47	47	
	指標5 予防接種法の改正作業		施策の進捗状況(実績)					目標
			予防接種法の一部を改正する法律案を第183回通常国会に提出し、平成25年3月29日に成立、同年4月1日より施行された。					24年度
								改正法案を国会に提出

参考・関連資料等	【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a9&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10H0114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 【予防接種法】 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%e6&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S23H0068&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 【肝炎対策基本法】 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=2&H_NAME=&H_NAME_YOMI=%82%a9&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H21H0097&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_03.html (事業番号0077、0083、0087、0093) 感染症指定医療機関の指定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html 麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/hashika.html 結核登録者情報調査年報集計結果(概況) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou03/11.html 肝炎総合対策の推進 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/
----------	---

担当部局名	健康局	作成責任者名	結核感染症課 正林 督明	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-----	--------	-----------------	----------	---------

※肝炎対策関連については、健康局疾病対策課肝炎対策推進室長 北澤潤

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-5-3))

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標Ⅰ－5－3)							
施策の概要	・臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図ります。 ・白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植(骨髄・末梢血幹細胞移植、さい帯血移植)を推進するため、あっせん体制の確保を図るとともに、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存さい帯血を確保するための普及啓発を行い、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図ります。この他、移植医療に関する施策を実施します。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○平成22年に施行された改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)のもと、脳死下での臓器提供事例が着実に増加している。このような中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員やドナー家族に対する心理的ケアの充実等、あっせん業務体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組みます。 ○平成24年に成立した「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)の早期の施行にむけた制度整備を進めています。そのような中で適切な造血幹細胞移植を推進するため、骨髄移植のあっせん業務を行うコーディネーターの確保、ドナーや保存さい帯血を確保するための普及啓発等に取り組みます。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)移植医療推進費[平成25年度予算額:2,509,033千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,274,771	2,541,231	2,492,555	2,448,726	2,509,033	精査中
		補正予算(b)	0	▲ 24,945	53,067	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,274,771	2,516,286	2,545,622	2,448,726	2,509,033	
	執行額(千円、d)		2,268,550	2,474,388	2,545,622	確認中		
	執行率(％、d/(a+b+c))		99.7%	98.3%	100.0%	—		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-		-		

測定指標	臓器提供システム現登録者数 ((社)日本臓器移植ネットワーク調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	37,365	58,114	95,068	107,634	117,386	前年度以上
		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	骨髄バンクドナー登録者数 ((公財)骨髄移植推進財団調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	335,052	357,378	380,457	407,871	429,687	前年度以上
		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	【参考】臓器提供者数 ((社)日本臓器移植ネットワーク調べ)	実績値						
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	124	83	109	116	151	—
	【参考】造血幹細胞移植件数 ((公財)骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク調べ)	実績値						
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	1,993	2,139	2,266	2,378	2,537	—

参考・関連資料等	関連法令 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/zouki_ishoku/hourei.html 、 http://law.e-gov.go.jp/announce/H24HO090.html 移植希望登録者数 URL: http://www.jotnw.or.jp/datafile/index.html 骨髄移植ドナー登録者数及び非血縁者間骨髄移植実施数 URL: http://www.jmdp.or.jp/data/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyو-shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0121.pdf 、 http://www.mhlw.go.jp/jigyو-shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0122.pdf 、 http://www.mhlw.go.jp/jigyو-shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0123.pdf 、						
----------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	疾病対策課 臓器移植対策室	作成責任者名	室長 間 隆一郎	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------	--------	----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-5-4))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標Ⅰ－5－4)							
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年2月16日法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等を行っています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)原爆被爆者等援護対策費(全部)[平成25年度予算額148,157,450千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	153,924,971	155,424,240	147,852,082	147,835,523	148,157,450	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	153,924,971	155,424,240	147,852,082	147,835,523	148,157,450	
	執行額(千円、d)		153,045,762	152,642,460	145,709,768	141,721,345		
	執行率(％、d/(a+b+c))		99.43%	98.21%	98.55%	95.86%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	－			－		－		

測定指標	指標1 被爆者健康診断受診率	基準値	実績値					目標値
		前年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		前年度同程度	76.2%	74.3%	71.5%	70.3%	73.3%	73.30%
	年度ごとの目標値		77.0%	76.2%	74.3%	71.5%	70.3%	

参考・関連資料等	関連法令(下記検索サイトから検索できます。) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 関連事業の行政事業レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gvousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0134.pdf
----------	---

担当部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	稲葉 和男	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------------	--------	-------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-6-1))

施策目標名	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること								
施策の概要	本施策は、有効性・安全性の高い新医薬品・新医療機器の迅速な承認審査を推進するために実施しています。								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、医薬品・医療機器産業の「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、審査の迅速化等を行うこととされ、また「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においても、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消は喫緊の課題であることとされています。 また、平成23年6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部第6回成案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消等について、諸改革を行うこととされています。さらに、「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)においても、審査等の迅速化・高度化等を促進することとされています。 さらに、平成25年6月14日には、「日本再興戦略」が閣議決定され、「更なる審査の迅速化と質の向上を図る。具体的には、2020年までの医薬品・医療機器の審査ラグ※「0」の実現を目指すとともに、審査の質の向上等に必要な体制強化を行う。」「薬事戦略相談を拡充する。」とされています。また、同日、「健康・医療戦略」(平成25年6月14日関係大臣申し合わせ)が策定され、「薬事戦略相談の拡充、審査・安全対策の充実等のPMDA強化等」を行うこととされています。 ※ ラグとは、米国と日本の審査期間(申請から承認までの期間)の差である審査ラグと、企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差で示される開発ラグに大別されます。								
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医薬品承認審査等推進費(全部)[平成25年度予算額:1,987,630千円]								
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	688,034	1,581,129	802,655	2,046,211	1,987,630		
		補正予算(b)	1,660,953	172,461	0	0			
		繰越し等(c)	0	0	0	0			
		合計(a+b+c)	2,348,987	1,753,590	802,655	2,046,221			
	執行額(千円、d)		2,263,830	1,655,310	709,916	1,847,795			
	執行率(%、d/(a+b+c))		96.4%	94.4%	88.4%	90.3%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	・革新的医薬品・医療機器創出のための5ヶ年戦略			・平成19年4月26日		・医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導くとともに、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供することを目標とする。			
	・経済財政改革の基本方針2007			・平成19年6月19日		・「革新的医薬品・医療機器創出のための5ヶ年戦略」を着実に実施			
	・日本再興戦略			・平成25年6月14日		・革新的な製品を世界に先駆けて実用化し、世界初承認とするため、審査の迅速化と質の向上を実現する体制整備を進める等			
	・健康・医療戦略			・平成25年6月14日		薬事戦略相談の拡充、審査・安全対策の充実等のPMDA強化等			
	新医薬品(優先審査品目)の 総審査期間(中央値)		基準値	実績値					目標値
			—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			—	15.4か月	11.9か月	9.2か月	6.5か月	6.1か月	9か月
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

測定指標	新医薬品(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	22.0か月	19.2か月	14.7か月	11.5か月	10.3か月	12か月
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	28.8か月	13.9か月	15.1か月	4.3か月	9.3か月	10か月
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	新医療機器(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	14.4か月	11.0か月	16.5か月	9.7か月	12.7か月	14か月
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	ドラッグ・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		—	28か月	24か月	14か月	6か月	集計中	0
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	デバイス・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	23か月	36か月	22か月	23か月	集計中	0
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

※ドラッグ・ラグの数値については、より実態の数値とするため、平成23年度より、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における検討結果を受けて申請されたものを除いた新有効成分含有医薬品の数値としています。

※デバイス・ラグの数値については、新医薬品と比較して新医療機器として承認される品目数が少なく増減が多くなること、また、世界で先行して承認されている未承認医療機器の掘り起こし(申請の促進)による申請ラグの顕在化(長期化する傾向があること)に留意が必要です。

参考・関連資料等	○ がん対策基本法案に対する附帯決議(平成18年6月15日、第164回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/164/f069_061501.pdf ○ 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議(平成20年1月10日、第168回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/168/i069_011001.pdf ○ 科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(平成18年12月25日、総合科学技術会議) http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu62/haihu-si62.html ○ 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日策定、平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0305-1.html ○ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2008/decision0627.html ○ 医療機器の審査迅速化アクションプログラム(平成20年12月11日 厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/01/tp0105-2.html ○ 経済危機対策(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議) http://www5.cao.go.jp/keizai1/2009/0410honbun.pdf ○ 政府・与党社会保障改革検討本部第4回成案決定会合 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/kettei4/gjisidai.html ○ 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/index.html ○ 健康・医療戦略(平成25年6月14日策定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryoku/pdf/senryaku.pdf

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	審査管理課長 赤川治郎 医療機器審査管理室長 浅沼一成	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	--------------------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-6-3))

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する（施策目標Ⅰ-6-3）						
施策の概要	本施策は、医薬品の適正使用の普及啓発を推進するために実施しています。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施しています。 具体的には以下の施策を主に展開して医薬品適正使用の普及啓発を推進します。 ・薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 ・医薬分業啓発普及事業(薬と健康の週間) ・在宅医療提供拠点薬局整備事業						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品適正使用推進費: 医薬品の適正使用の推進に必要な経費（一部） [平成25年度予算額: 112819千円]						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	207,321	150,321	58,718	190,235	112,819
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	207,321	150,321	58,718	190,235	
	執行額(千円、d)		203,063	118,996	58,718	190,235	
執行率(％、d/(a+b+c))		98	79	100	100		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標	指標1 医薬分業率(全国・地域別) (前年度以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	59.10%	60.70%	63.10%	65.10%	66.10%	前年度以上
		年度ごとの目標値	57.20%	59.10%	60.70%	63.10%	65.10%	
	指標2 日本薬剤師会が実施している 各種研修・講習会受講者数 (100%以上/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	90.3%	100.1%	96.0%	90.7%	114.5%	前年度以上
		年度ごとの目標値	3,684人	3,328人	3,332人	3,200人	2,901人	
	【参考】 医薬分業率	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	59.10%	60.70%	63.10%	65.10%	66.10%	-

参考・関連資料等	薬局ヒヤリ・ハット事例収集事業・分析事業 http://www.yakkyoku-hiyarijcqhc.or.jp/
	薬と健康の週間 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/d_health/
	在宅医療提供拠点薬局整備事業 http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/11jigyoku01/dl/IV-1-1-3.pdf

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	総務課長 松岡正樹	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	-----------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-7-Ⅰ))

施策目標名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標:Ⅰ－7－Ⅰ)							
施策の概要	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液法)(昭和31年法律第160号)において規定されている血液製剤についての安全性の向上、国内自給の原則と安定供給の確保、適正使用の推進及びこれらの施策の実施に当たって、公正の確保及び透明性の向上を実現するために、血液製剤の安全対策、献血者の増加、血液製剤の適切かつ適正な使用の推進等に取り組んでいます。 (根拠法令、政府決定、関連決定等) ○血液法により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされています。 ①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置 ③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護 ○平成24年度の献血の推進に関する計画(平成24年厚生労働省告示第143号)により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定しています。 ○平成24年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成24年厚生労働省告示第142号)により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)血液製剤対策費(一部)[平成25年度予算額(全体):624,613千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	702,588	550,829	472,500	421,921	134,774	
		補正予算(b)	-1,167	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	701,421	550,829	472,500	421,921	134,774	
	執行額(千円、d)		684,006	521,979	462,719	414,826		
	執行率(％、d/(a+b+c))		98	95	98	98		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	献血の推進について (昭和39年8月21日閣議決定)			昭和39年8月21日		政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入れ体制の整備を推進するものとする。		
測定指標	1. 安定供給に必要な血液量の確保状況	基準値	実績値					目標値
		25年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		205万L	200万L	208万L	206万L	203万L	204万L	205万L
		年度ごとの目標値		177万L	181万L	182万L	186万L	208万L
	2. 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	基準値	実績値					目標値
		25年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		92万L	102.3万L	104.9万L	99.6万L	95.7万L	精査中	92万L
年度ごとの目標値			100万L	100万L	96万L	95万L	95万L	

参考・関連資料等	・平成24年6月21日に開催された厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおいて「廃止」と判定された事業について、公開プロセスにおける議論並びに血液法における国の責務を踏まえ、事業の見直しを実施しました。 ※「1. 安定供給に必要な血液量の確保状況」の目標値について、平成20～23年度は各年度の「献血の推進に関する計画」で示される「献血により確保すべき血液の確保量」の90%です。なお、平成24年度からは目標値を修正し、当該確保量の100%としています。 ○献血の推進について （昭和39年8月21日閣議決定http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/7f.html） ○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 （昭和31年法律第160号http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31HO160.html） ○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 （平成20年厚生労働省告示第326号）http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/4b.html ○平成24年度の献血の推進に関する計画（平成24年厚生労働省告示第143号） ○平成24年度の血液製剤の安定供給に関する計画について（平成24年厚生労働省告示第142号） ○関連事業の行政事業レビューシート （血液製剤対策事業 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0170.pdf） （血液製剤対策推進事業 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0171.pdf）
----------	---

担当部局名	医薬食品局血液対策課	作成責任者名	血液対策課長 加藤 誠実	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	--------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(1-8-1))

施策目標名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること							
施策の概要	本施策は、新医薬品・医療機器に係る研究開発を促進し、治験環境の整備を図るとともに、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成23年6月27日の政府・与党社会保障改革検討本部第4改正案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消や後発医薬品の使用促進を行うこととされており、加えて、「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされています。 また日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)においても、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会を実現するため、医療関連産業の活性化、及び優れた医療技術の核となる医薬品・医療機器・再生医療製品等について、日本の強みとなる、ものづくり技術も活かしながら、その実用化を推進することとしている、							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品等研究開発推進費[平成25年度予算額: 3, 880, 662, 000円] (項) 医薬品承認審査等推進費[平成25年度予算額: 1, 987, 630, 000円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	4,078,879	4,610,490	5,803,425	7,486,881	5,868,292	
		補正予算(b)	1,660,953	128,515	0	5,524,356	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	2,968,764	5,524,356	
		合計(a+b+c)	5,739,832	4,739,005	5,803,425	15,980,001	11,392,648	
	執行額(千円、d)		5,134,988	4,537,467	5,633,424	10,153,968		
	執行率(％、d/(a+b+c))		89.46%	95.75%	97.07%	63.54%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	健康・医療戦略			・平成25年6月14日		有効性・安全性に優れた革新的な医薬品・医療機器をより早く使いたいという国民・患者のニーズに応えるべく、優れた基礎研究の成果等が円滑・迅速に実用化につながるよう、各段階に応じた支援を充実させることとしています。具体的には、基礎研究等から医薬品の実用化までを切れ目なく支援するためのオールジャパンでの創薬支援体制として、厚生労働省の(独)医薬基盤研究所が中心となる創薬支援ネットワークを構築すること、国際水準の臨床研究、難病等の医師主導治験等の中心的役割を担う臨床研究中核病院を整備すること、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・質の向上を図るため、医療機器等の特性を踏まえた薬事法改正を行うこと等に取り組むこととしています。		
測定指標	1. 治験届出件数のうち医師主導治験の数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—		15	11	59	確認中	前年度以上
	年度ごとの目標値			—	—	—	—	
	2. 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—		20.2%	21.2%	17.6%	確認中	前年度以上
年度ごとの目標値			—	—	—	—		

	3. 新たに大臣告示された先進医療B(高度医療)の件数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	2	2	13	8	7	前年度以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	4. 新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の件数	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		—	3	16	15	15	19	前年度以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	5. 後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率))	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	29年度
		—	—	20.2%	—	22.8%	—	新指標で60%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	6. 新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	15.4か月	11.9か月	9.2か月	6.5か月	6.1か月	9か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	7. 新医薬品(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	22.0か月	19.2か月	14.7か月	11.5か月	10.3か月	12か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	8. 新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	28.8か月	13.9か月	15.1か月	4.3か月	9.3か月	10か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	9. 新医療機器(通常審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	14.4か月	11.0か月	16.5か月	9.7か月	12.7か月	14か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	10. ドラッグ・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	32年度
		—	28か月	24か月	14か月	6か月	集計中	0
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—
	11. デバイス・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	23か月	36か月	22か月	23か月	集計中	0
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—

参考・関連資料等	○健康・医療戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/pdf/senryaku.pdf ○日本再興戦略(平成25年6月14日、閣議決定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf
----------	--

担当部局名	医政局経済課 医政局研究開発振興課 医薬食品局審査管理課 医薬食品局医療機器審査管理室	作成責任者名	医政局経済課長 鎌田光明 研究開発振興課長 佐原 康之 審査管理課長 赤川 治郎 医療機器審査管理室 浅沼 一成	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---	--------	---	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-9-2))

施策目標名	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること(施策目標Ⅰ－9－2)							
施策の概要	本施策は次の事項を柱に実施しています。 ○医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	高齢化の進行等により医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険を堅持し続けていくためには、医療費の適正化を推進していく必要があります。このため、国民の健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びを抑制するために、生活習慣病予防の観点から、内蔵脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施を医療保険者に義務付け、中長期的な医療費の適正化を図ることとしています。 【根拠法令・関連計画等】 ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) ・医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(平成20年告示第149号) ・特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(平成20年告示第150号) ・高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画(平成20年告示第442号)等							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療費適正化推進費:特定健康診査・特定保健指導に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:24,627,160千円] (項)社会保障等復興政策費:特定健康診査・特定保健指導に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:15,043千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	44,833,466	29,304,848	24,497,886	25,604,305	24,642,203	精査中
		補正予算(b)	-24,859,539	-6,810,515	-2,229,119	-1,886,330		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	19,973,927	22,494,333	22,268,767	23,717,975	24,642,203	精査中
	執行額(千円、d)		18,931,058	21,864,377	21,522,885	23,161,953		
	執行率(%、d/(a+b+c))		94.8%	97.2%	96.7%	97.7%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	日本再興戦略			2013年6月14日閣議決定		糖尿病性腎症患者の人工透析導入を予防する重症化予防事業等の好事例について、来年度内に横展開を開始できるよう、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映。		

測定指標	指標1 メタボリックシンドローム(内蔵脂肪症候群)の該当者・予備群の人数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		5,418,272	5,418,272 (割合:26.8%)	5,757,451 (割合:26.7%)	5,959,723 (割合:26.4%)	6,296,687 (割合:26.6%)	集計予定	平成20年度と比べて10%以上減少
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	平成20年度と比べて10%以上減少	

指標2 特定健診実施率	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
市町村国保	30.9%	30.9%	31.4%	32.0%	32.7% (速報値)	集計予定	65%
国保組合	31.8%	31.8%	36.1%	38.6%	41.1% (速報値)	集計予定	70%
健康保険組合	59.5%	59.5%	65.0%	67.3%	69.7% (速報値)	集計予定	80%
全国健康保険協会	30.1%	30.1%	31.3%	34.5%	37.4% (速報値)	集計予定	70%
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-	
指標3 特定保健指導実施率	実績値						
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
市町村国保	14.1%	14.1%	19.5%	19.3%	21.7% (速報値)	集計予定	45%
国保組合	2.4%	2.4%	5.5%	7.7%	8.7% (速報値)	集計予定	45%
健康保険組合	6.8%	6.8%	12.2%	14.5%	17.1% (速報値)	集計予定	45%
全国健康保険協会	3.1%	3.1%	7.3%	7.4%	11.3% (速報値)	集計予定	45%
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	45%	
指標4 全国医療費適正化計画の策定作業	実績値						
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	-	-	-	-	-	全ての都道府県医療費適正化計画が7月中に策定されることを踏まえ、今後、全国医療費適正化計画の策定予定	全国医療費適正化計画の策定

参考・関連資料等	・関係法令(下記検索サイトより検索可能) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html ・平成20年度特定検診・特定保健指導の実施状況の結果について(指標1,2,3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info03n.html ・平成21年度特定検診・特定保健指導の実施状況の結果について(指標1,2,3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info03_h21.html ・平成22年度特定検診・特定保健指導の実施状況の結果について(指標1,2,3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info03_h22.html ・平成23年度特定健診・特定保健指導の実施状況(速報値)について(指標1,2,3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/dl/info02a_3.pdf ・平成23年度行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0262.pdf
----------	--

担当部局名	保険局総務課 医療費適正化対策推進室	作成責任者名	保険局総務課医療費 適正化対策推進室長 安藤 公一	政策評価実施時期	平成25年7月
-------	-----------------------	--------	---------------------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-10-1))

施策目標名	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること(施策目標Ⅰ-10-1)						
施策の概要	本施策は、地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るため、保健師など専門技術職員の確保や地域の健康問題に的確に対応できるよう研修等を開催し、地域保健従事者の資質の向上を図ります。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	地域保健対策は、「地域保健法」及び同法第4条に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(以下、「指針」という。)により、生活者の立場を重視し、保健サービスと福祉サービスを一体的に提供することを主眼として推進されてきました。近年、地域保健の基盤となる組織体制も大きく変容しており、地域における健康課題の変化に対応して、保健師の活動領域も拡大していることから、人材の計画的な確保が必要であり、引き続き市町村保健師数が計画的に確保されるよう環境の整備を図っていきます。						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域保健対策費(一部)[平成25年度予算額:13,750千円]						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	24,071	23,435	20,304	14,786	13,750
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	24,071	23,425	20,304	14,786	
	執行額(千円、d)		12,372	18,998	10,198	10,755	
執行率(%、d/(a+b+c))		51	81	50	73		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標	指標1：市町村保健師数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	23年度
		20,707	20,462	20,707	20,260	21,295	集計中	21,295
	年度ごとの目標値		対前年度	対前年度	対前年度	対前年度	対前年度	
	指標2：地域保健対策の推進に関する基本的な指針(告示)の改正作業		施策の進捗状況(実績)					目標
地域保健法第4条により、厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならないこととされている。指針に定める事項として、地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上に関する基本的事項を定めることとされており、市町村合併の進展や健康危機管理事業の発生など、近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応するよう、平成24年7月に改正を行った。					24年度			
【参考】指標3：保健師未設置又は1人配置市町村数	実績値							
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
	—	40市町村	29市町村	32市町村	29市町村	—	—	

参考・関連資料等	地域保健・健康増進事業報告(※平成22年度については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部の市町村が含まれていない。また、高知県の一部の市町村(奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)は中芸広域連合として計上。) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001030884 関連事業の行政事業レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0235.pdf						
----------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	健康局がん対策・健康増進課	作成責任者名	がん対策・健康増進課保健指導室長 尾田 進	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------	--------	-----------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-10-2))

施策目標名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること (施策目標Ⅰ-10-2)						
施策の概要	本施策は、生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図るために実施しています。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」においては、21世紀の我が国を全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、健康寿命の延伸等の実現を目的とし、その基本方針として個人の生活習慣を改善して、健康を増進し生活習慣病等を予防する一次予防に重点を置いた対策を打ち出しています。また、こうした考え方は、平成14年の健康増進法の制定以降においても、同法に基づく国民の健康増進の基本的方向として、同様の考え方が踏襲されています。 また、がん対策については、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定し、平成24年6月に変更された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的に推進しています。がんの年齢調整死亡率は減少傾向であるが、昨今は減少傾向が鈍化していることから、より一層がん対策を充実させ、がんによる死亡者を減少させることを基本計画の全体目標の一つとして、平成19年6月の計画策定時に引き続き設定しております。						
予算書との関係 ・関連税制	本予算は、予算の書の以下の項に対応しています。 (項)健康増進対策費(一部)【平成25年度予算額:13,432,725千円】						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	14,064,793	16,167,803	18,344,700	17,159,472	13,432,725
		補正予算(b)	21,818,583	-556,716	0	0	
		繰越し等(c)	958,329	404,652	0	0	
		合計(a+b+c)	36,841,705	16,015,739	18,344,700	17,159,472	
	執行額(千円、d)		32,343,765	15,703,880	18,019,375	17,424,140	
	執行率(%、d/(a+b+c))		87.8%	98.1%	98.2%	101.5%	
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標	指標1 肥満者の割合 (20～60歳代男性の肥満者の 割合)	基準値	実績値					目標値
		22年	20年	21年	22年	23年	24年	34年
		31.20%	29.6%	31.7%	31.2%	31.7%	集計中	28%
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
	指標2 日常生活における歩数	基準値	実績値					目標値
		22年	20年	21年	22年	23年	24年	34年
		20～64歳 男性 7,841歩	15歳以上 男性 7,074歩	15歳以上 男性 7,243歩	20～64歳 男性 7,841歩	20～64歳 男性 7,935歩	集計中	20～64 歳 男性 9,000歩
		女性 6,883歩	女性 6,006歩	女性 6,431歩	女性 6,883歩	女性 7,233歩		女性 8,500歩
		65歳以上 男性 5,628歩	70歳以上 男性 5,102歩	70歳以上 男性 4,707歩	65歳以上 男性 5,628歩	65歳以上 男性 5,763歩		65歳以 上 男性 7,000歩
		女性 4,584歩	女性 3,790歩	女性 3,797歩	女性 4,584歩	女性 4,873歩		女性 6,000歩
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

	指標3 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少	基準値	実績値					目標
		17年	20年	21年	22年	23年	24年	27年
		人口10万対92.4	人口10万対87.2	人口10万対84.4	人口10万対84.3	人口10万対83.1		人口10万対73.9人
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標4 健康増進法に基づく基本的な方針(告示)の改正作業		施策の進捗状況(実績)					目標
			平成24年7月10日に大臣告示					24年度
	指標5 がん対策推進基本計画の変更作業		施策の進捗状況(実績)					目標
			平成24年6月8日に閣議決定					24年度

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/SOUMU/cgi-bin/idxsearch.cgi 国民健康・栄養調査(指標1及び2関係) http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st.html 人口動態調査(指標3関係) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html がん対策推進基本計画 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/s0615-1.html 関連事業の行政事業レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0238.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0239.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0243.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0241.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0240.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0247.pdf
----------	---

担当部局名	健康局がん対策・健康増進課	作成責任者名	がん対策・健康増進課長 宮崎 雅則	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	---------------	--------	-------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅰ-11-1))

施策目標名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 ・健康危機管理体制を整備すること ・地域における健康危機管理体制の整備を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○目的 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的としています。 ○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)健康危機管理推進費:健康危機管理の推進に必要な経費(全部)〔平成24年度予算額:46百万円〕							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	58,087	47,711	45,775	45,775	37,615	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	58,087	47,711	45,775	45,775	37615	
	執行額(千円、d)		50,995	39,853	31,180	28,929		
執行率(％、d/(a+b+c))		88%	84%	68%	63%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	—			—		—		

測定指標	指標1:健康危機管理調整会議の定期開催件数	基準値	実績値					目標値
		毎年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		月2回	23	24	23	22	24	月2回
		年度ごとの目標値		24	24	24	24	
	指標2:健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率	基準値	実績値					目標値
		毎年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		前年度以上	34	37	89	97	90	前年度以上
		年度ごとの目標値		前年度以上				

参考・関連資料等	・厚生労働所健康危機管理基本指針(右記から検索できます: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/) ・厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令(右記から検索できます: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/) ・地域保健対策の推進に関する基本的な指針(右記から検索できます: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/)						
----------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	大臣官房厚生科学課 健康危機管理対策室	作成責任者名	室長 山口高志	政策評価実施時期	平成25年7月
-------	------------------------	--------	---------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ))

施策目標名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標:Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ)						
施策の概要	本施策は、次の事項を柱にしています。 (施策目標1)食品衛生管理の高度化、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること (施策目標2)食品等に関する規格基準の設定を推進すること (施策目標3)健康食品の安全対策を推進すること (施策目標4)リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としています。 平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置されました。厚生労働省はリスク管理機関として、食品等の規格基準の設定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っています。 なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施します。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っています。						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)食品等安全確保対策費(全部)[平成25年度予算額:1,601,248千円] (項)輸入食品検査業務実施費(全部)[平成25年度予算額:2,825,805千円] 東日本大震災復興特別会計 (項)社会保障等復興政策費(一部)[平成25年度予算額:193,113千円]						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、 独法の運営費交付金 は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	4,636,753	4,198,335	3,427,265	3,311,966	4,620,166
		補正予算(b)	0	-31,012	209,189	0	0
		繰越し等(c)	0	-44,256	44,256	0	0
		合計(a+b+c)	4,636,753	4,123,067	3,680,710	3,311,966	4,620,166
	執行額(千円、d)		3,983,402	3,810,743	3,257,330	3,124,583	
執行率(％、d/(a+b+c))		86%	92%	88%	94%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標	指標1 食品中の放射性物質検査の基準値超過率	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
						0.99%	0.07%	
	年度ごとの目標値						前年度以下	前年度以下
	指標2 大規模食中毒の発生件数	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			1件	2件	4件	3件	2件	
	年度ごとの目標値		3件以下	2.8件以下	3.2件以下	3.6件以下	3件以下	過去5年の発生件数の平均と同水準以下
	指標3 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			778施設	898施設	701施設	854施設	集計中	
	年度ごとの目標値		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
	指標4 輸入食品モニタリング検査達成率	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		100%	105%	104%	104%	106%	103%速報値	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	100%

参考・関連資料等	指標5 輸入食品の規格基準等の違反件数	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			1150件	1559件	1376件	1257件	1049件速報値	
		年度ごとの目標値	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下
	指標6 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
			16品目	21品目	54品目	14品目	59品目	
		年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標7 国際汎用添加物の指定	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
					20か月	該当なし	12か月	
		年度ごとの目標値				評価結果から指定までの所要月数12か月以下	評価結果から指定までの所要月数12か月以下	評価結果から指定までの所要月数12か月以下
	指標8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	基準値	実績値					目標値
		毎年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
			49.70%	55.60%	37.40%	66%	66.5%	
		年度ごとの目標値			60%	60%	90%	90%
【参考】指標9 食品の安全に関する意見交換会への参加者数	基準値	実績値					目標値	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		1688人	1839人	1167人	1790人	6022人		
	【参考】指標10 食中毒による死者数	基準値	実績値					目標値
毎年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		
		4人	0人	0人	11人	11人		
・食品中の放射性物質の検査 URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html ・食中毒統計 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html ・衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 ・平成24年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kanshi/h24/dl/yunyu_keikaku.pdf ・平成23年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h23_zentai.pdf ・第2次食育推進基本計画 http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/2kihonkeikaku.pdf								

担当部局名	食品安全部	作成責任者名	伊原和人	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅱ-2-1))

施策目標名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること(施策目標Ⅱ－2－1)							
施策の概要	本施策は、安全で質が高く災害に強い水道を確保するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要です。 水道法(昭和32年法律第177号)及び水道ビジョン(厚生労働省健康局平成16年6月策定(平成20年7月改定))に基づき、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 【一般会計】(項)水道安全対策費(全部)[平成25年度予算額:129,277千円] (項)水道施設整備費(全部)[平成25年度予算額:25,993百万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	66,641,813	47,082,755	28,427,970	37,791,117	26,122,277	－
		補正予算(b)	5,600,712	1,838,000	119,571	27,840,000	0	
		繰越し等(c)	5,303,221	6,366,455	17,365,088	5,891,802	34,934,093	
		合計(a+b+c)	77,545,746	55,287,210	45,912,629	71,522,919	61,056,370	－
	執行額(千円、d)		63,925,598	53,546,267	44,423,808	38,484,460		
	執行率(%、d/(a+b+c))		82.4%	96.9%	96.8%	53.8%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	－			－		－		

測定指標	指標1 地域水道ビジョン策定状況 (健康局水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する地域水道ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施のため、それ以前の数値は不明))	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	①H25年度 ②毎年
		30%	①30% ②-	①37% ②123%	①46% ②124%	①50% ②109%	①53% ②106%	①100% ②前年度以上
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	指標2 水質基準適合率 (「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	基準値	実績値					目標値
		16年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
		99.90%	99.97%	99.97%	99.97%	集計中	-	100%
		年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	
	指標3 耐震化計画策定率 (健康局水道課による「水道事業の運営状況に関する調査」(平成22年3月実施)において、基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者等の割合(H21年度分より実施))	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	①H25年度 ②毎年度
		19.0%	-	①19% ②-	①19% ②100%	①25% ②132%	①27% ②108%	①100% ②前年度以上
			-	-	-	-	-	

参考・関連資料等	関連法令 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_03.html (事業番号0261～0270、0449、0745、0859、0972、0973)、 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h24_03.html (事業番号0014、0015、0060)、 http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h25_03.html (事業番号0022、0023) 地域水道ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html 水道事業における耐震化の状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002qnpn.html				
	担当部局名	健康局	作成責任者名	水道課長 宇仁菅伸介	政策評価実施時期

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅱ-3-1))

施策目標名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ－3－1)							
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施しています。 ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進する ・違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、我が国の薬物事犯による検挙人数は、高水準で推移しており、依然として非常に憂慮すべき状況にあります。このような状況下、政府は、薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」や、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、各省庁が一丸となって総合的な対策を実施しています。 厚生労働省においては、以下を実施しています。 ①薬物の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬・向精神薬等の適正管理を推進する。 ②薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。 ③麻薬・覚醒剤等の使用のきっかけとなる違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。 (根拠法令) ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)麻薬・覚せい剤等対策費(全部) [平成25年度予算額:1,237,872千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,266,718	1,389,692	1,306,933	1,210,083	1,237,872	
		補正予算(b)	-374	0	-71,175	0	-	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	-	
		合計(a+b+c)	1,266,344	1,389,692	1,235,758	1,210,083	1,237,872	
	執行額(千円、d)		1,156,293	1,197,758	1,160,503	1,109,321		
	執行率(%、d/(a+b+c))		91%	86%	94%	92%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-			-		-		

測定指標	指標1 指定薬物の新規指定数 【単位:件】	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		5	6	6	5	18	793(34+759)	35
	年度ごとの目標値		-	-	-	5	20	-

	【参考】	実績値						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
	薬物事犯の検挙人数							
	・全薬物事犯の検挙人数	15,175	14,720	15,417	14,965	14,200		
	・覚醒剤事犯の検挙人数	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083		
	・大麻事犯の検挙人数	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759		
	【単位：人】							
	主な薬物の押収量						—	—
	・覚醒剤	359.0	402.6	369.5	310.6	350.9		
	・大麻（乾燥大麻及び大麻樹脂）	560.4	415.7	224.8	195.6	169.5		
	【単位：kg】							

参考・関連資料等	○関連法令（次の検索サイトから検索できます） URL：http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ○第三次薬物乱用防止五か年戦略（平成20年8月22日決定） URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/sanzi5-senryaku.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ（平成21年8月20日決定） URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/index-g.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略 戦略の指標 URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/s-shihyou.pdf ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日決定） URL:http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf ○薬物乱用に関する情報ページ URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/ ○関連事業の行政事業レビューシート URL1：http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0273.pdf URL2：http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0276.pdf
----------	---

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課長 中井川 誠	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	-------	--------	----------------------	----------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅱ-5-1))

施策目標名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること(施策目標Ⅱ－5－1)							
施策の概要	理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等、並びに多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とします。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づき、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場営業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業)について、衛生水準の確保及び振興等を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与します。 ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づき、多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与します。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)生活衛生対策費(全部)[2,533,558千円] 〈関連税制〉 ・生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,055,645	2,164,566	2,289,064	2,416,395	2,533,558	精査中
		補正予算(b)	904,145	223,000	2,114,000	314,000	－	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	－	
		合計(a+b+c)	2,959,790	2,387,566	4,403,064	2,730,395	2,533,558	精査中
	執行額(千円、d)		2,751,409	2,356,148	4,307,401	2,367,906		
	執行率(％、d/(a+b+c))		93.0%	98.7%	97.8%	86.7%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	－			－		－		

測定指標	指標1 振興計画の業種別認定率	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 日本政策金融公庫貸付件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	14,558	12,501	12,081	10,118	9,509	前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	前年度以上	前年度以上	
	指標3 クリーニング師研修受講率	基準値	実績値					目標値
		-	第5クール (13～15年度)	第6クール (16～18年度)	第7クール (19～21年度)	第8クール (22～24年度)	第9クール (25～27年度)	第9クール (25～27年度)
		-	34.7	31.2	32.0	32.5		第7クールに比し倍増
		年度ごとの目標値	-	-	-	第7クールに比し倍増		
	指標4 建築物環境衛生管理基準への不適合率	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	前年度以下
		年度ごとの目標値	-	-	前年度以下	前年度以下	前年度以下	

参考・関連資料等	関連法令（右記検索サイトから検索できます。） URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi ○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 ○株式会社日本政策金融公庫法 ○クリーニング業法 ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律 関連行政の事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0863.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0280.pdf http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0281.pdf
----------	---

担当部局名	健康局生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 依田 泰	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	----------	--------	-------------	----------	---------

別紙

指標1: 振興計画の業種別認定率(単位: %)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理容業	100	100	100	100	100
美容業	100	100	100	100	100
興行場業	55.6	55.6	57.8	57.8	64.4
クリーニング業	100	100	100	100	100
公衆浴場業	47.7	51.2	51.2	52.4	51.2
旅館業	100	100	100	100	100
旅館業(簡易宿所)	25.0	25.0	50.0	50.0	50.0
食肉販売業	100	100	100	97.7	97.8
食鳥肉販売業	100	100	100	100	100
氷雪販売業	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8
飲食店営業(すし店)	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3
飲食店営業(めん類)	100	100	100	100	100
飲食店営業(中華料理業)	95.2	95.2	95.2	95.2	100
飲食店営業(社交業)	97.4	97.4	100.0	100.0	97.4
飲食店営業(料理業)	93.3	93.3	93.3	93.3	90.0
喫茶店営業	96.7	96.7	96.7	96.6	96.4
飲食店営業(一般飲食業)	100	100	100	100	97.2
全業種合計	89.2	89.6	90.4	90.1	90.2

指標4: 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位: %)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
浮遊粉じんの量	2.0	1.9	1.9	2.1	集計中
一酸化炭素含有率	0.4	0.5	0.5	0.5	集計中
二酸化炭素含有率	17.7	18.4	18.3	20.6	集計中
温度	18.6	20.1	22.0	27.4	集計中
相対湿度	46.1	46.3	47.9	50.3	集計中
気流	1.6	1.8	1.7	1.6	集計中
ホルムアルデヒドの量	1.7	1.4	1.9	2.2	集計中
水質基準	0.6	0.8	0.9	0.6	集計中
残留塩素含有率	2.6	3.1	2.3	2.2	集計中